

# 段階的緩和期間における取組（案）

令和3年3月18日

## 段階的緩和期間

3月22日～3月31日

4月1日～

県民・都民向け

- 不要不急の外出自粛の要請

飲食店等

- 営業時間の短縮要請  
【時 間】21時まで（酒類の提供は11時から20時まで）  
【区 域】県内・都内全域  
【協力金】4万円/日（一律）
- ガイドライン遵守の要請

遊興施設等

- 時短等の働きかけ（21時まで）
- ガイドライン遵守の要請

イベント  
開催

- 開催制限の要請 ※国の事務連絡により示された期日まで。以降、段階的に緩和  
【収 容 率】大声無:100%以内/大声有:50%以内  
【上限人数】5,000人又は収容定員50%以内（≦10,000人）  
のいずれか大きいほう  
※収容率、上限人数のいずれか小さいほう
- 時短等の働きかけ（21時まで）、ガイドライン遵守の要請

感染状況や  
医療提供体制等を  
踏まえ、別途調整

事  
業  
者  
向  
け